

会 議 録（概要）

会議の名称	令和2年度 第1回 佐渡市男女共同参画推進懇談会
開催日時	令和2年7月1日（水） 午後2時00分から3時50分
場所	佐渡市役所 本庁舎3階 大会議室
議題	(1) 令和元年度 男女共同参画推進事業について（報告） (2) 令和2年度 男女共同参画推進事業計画（案）について (3) 男女共同参画推進セミナー開催について (4) 男女共同参画に関する事業所調査について (5) その他
会議の公開・非公開 （非公開とした場合は、その理由）	公開
出席者	有識者7名、公募参加者1名 事務局：企画課 課 長 猪股 雄司 政策推進係 係長 安藤 辰也 主任 松本 亜沙美 主事 福嶋 雅麗
会議資料	資料No.1 平成元年度 男女共同参画推進事業について（報告） 資料No.2 令和2年度 男女共同参画推進事業計画（案） 資料No.2-1 第3次男女共同参画計画 事業予定 資料No.3 令和2年度 男女共同参画推進セミナー企画書（案） 資料No.4 令和2年度 男女共同参画に関する事業所調査の概要（案） 資料No.4-1 令和2年度 事業所アンケート（未定稿）
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
企画課長	あいさつ
政策推進係主事	(1) 令和元年度 男女共同参画推進事業について（報告） ※資料No.1 について説明 (1) については、質疑なし
政策推進係主事	(2) 令和2年度 男女共同参画推進事業計画（案）について ※資料No.2、資料No.2-1 について説明

	(2) についての質疑応答
C氏	資料No.2-1を見ると、なぜ企画課が男女共同参画をやっているのか不思議に思う。企画課が全体をまとめているということかと思うが、今回のアンケート一つとっても事業所向けであり、事業所向けの項目のほとんどについて企画課は関係しておらず、地域振興課になっている。本当に働いている人の立場に立ったアンケートが作れているかどうかというところが以前からあったが、この資料を見て、職業を対象とした部署ではない企画課がやっているからなのかなと感じた。
政策推進係主事	当方としても課題として認識しており、今回のアンケートについてはかなり地域振興課の担当者とやり取りをして意見を汲み上げている。
企画課長	何故企画課が男女共同参画をやっているかということについては、議会からも言われたことがある。人権は市民生活課で所管しており、本来はそちらに包括されてくる部分がある。また、去年は市民の意識調査を行ったが、同じ時期に子ども若者課の方で同じようなアンケートをやっていたりして、連携が取れていなかったところがあった。今年はコロナの関係で地域振興課がバタバタしている状況だが、アンケートの中身については協議しながら進めたいと思っている。全庁的に協力して、各課で連携して進めさせていただきたい。
C氏	第3次計画を策定したときに、ハラスメントやDV等、意識調査から出てきた問題がたくさんある。それに触れずに事業所調査のみで終わるのはどうかと思う。
企画課長	ハラスメントだけでなく、議会からはパパママ応援の関係をやるべきだと言われている。今回は事業所のアンケートだが、育児休暇等、制度的な内容も盛り込んでいく。また、子ども若者課が県のハッピーパートナーの佐渡版を検討しているので、事業所向けには、地域振興課、子ども若者課、そして企画課の取りまとめという連携が必要になってくると思っている。
政策推進係主事	(3) 男女共同参画推進セミナー開催について ※資料No.3 について説明
	(3) についての質疑応答
C氏	目的はいいと思うが、0・1・2歳を対象に実施するつもりか。
政策推進係主事	まだ詰めていない。

C氏	おそらく厳しい。出られる人がどれくらいいるか。また、今の0・1・2歳のお子さんをお持ちのお父さんお母さんは参画意識が高い方が多いので、せっかくやるのであれば、もう少し別の対象にしたほうが良いと思う。
政策推進係主事	もう少しお子さんが大きくなったお父さんお母さんのほうがよいということか。
C氏	そのほうが良いのかなという気がする。
F氏	実際いつまでに要望すればいいのか
政策推進係主事	女性財団からは、今日の懇談会に向けて講師の候補を提案してもらっている。懇談会の皆さんに趣旨や内容をご説明したうえで、方向性を提案したかった。ご指摘を踏まえると、別に適任の講師がいるのかもしれないし、財団からは、まだまだ講師の候補を提案できると言われている。
H氏	コロナの影響で、果たして開催できるのかというところはあるが、新しい生活様式を守りながら、やる方向で進めていくしかないのかなと思う。対象者については、メインの対象がありながらも、興味関心がある方はどなたでも参加できますとした方がよい。
政策推進係主事	1点目のコロナの対応の部分については、市統一の段階的緩和のガイドラインがあり、一定の区切りを持っている。一方で、現在東京で拡大傾向もあり、最悪の場合広報をした中で中止という可能性もあり得るが、実施の方向で準備を進めたい。2点目の対象を広くという部分については、前年度の反省点を引き継いでもいるので、広報の仕方を工夫して幅広く募集したい。男性の家庭参加を核としながら、広く募集したいと考えている。
H氏	広報の部分で、市報さどはアパートには届かなかったり、告知として弱い。佐渡市はいろいろSNSを持っているので、活用していただきたい。
政策推進係主事	そのように対応させていただく。
C氏	PTAの方でも始まっているが、いざという時のために、zoomなどウェブ撮りを活用するのもいいかと思う。家にいながら参加することができるし、コロナに左右されないので、検討して欲しい。
政策推進係主事	市の主催セミナー等で既に取り入れているものもある。共催者の女性財

	<p>団と話をしながら、一つの追加要素として検討する。</p>
<p>E氏</p>	<p>地産地消フェスタについて、サンテラの一つの部屋を借りてということになるか。</p>
<p>政策推進係長</p>	<p>例年であれば、サンテラの体育館の半分が地産地消フェスタ、半分がキッズお仕事体験になる。キッズお仕事体験では、主に小学校を対象にして各事業所が職業体験のブースを12、3出展するが、その一つとして健康推進室や子ども若者課とともに出展し、お父さんに家事等を体験してもらうようなブースにしたい。まだ企画の段階だが、3m×3mくらいのブースを一画もらいたいと考えている。</p>
<p>E氏</p>	<p>講師はどうなる。</p>
<p>政策推進係主事</p>	<p>講師を呼んだセミナーはキッズお仕事体験の翌週の開催を考えている。キッズお仕事体験に来てくださったお客様に向けて、来週こんなセミナーがあるという形で周知を図りたい。</p>
<p>政策推進係主事</p>	<p>(4) 男女共同参画に関する事業所調査について ※資料No.4、資料No.4-1 について説明 (4) についての質疑応答</p>
<p>H氏</p>	<p>働き方改革や男女共同参画に限らず、時代が進んでいっていることを実感できる内容になってきている。</p> <p>問5の従業員の設問について、20歳から29歳の従業員を回答する欄がなくなってしまう。</p> <p>問6について、男性・女性の回答欄を問5と統一すべき。</p> <p>問7のポジティブアクションについて、()内に脱字がある。</p> <p>複数回答の設問で、すべて選ぶものと3つまで選ぶもののものに分かれているが、どういう意図があるのか。</p> <p>問12-3で、支給額の割合を区切っているが、根拠はあるのか。</p>
<p>政策推進係主事</p>	<p>問5、6、7については訂正させていただく。</p> <p>設問ごとの回答数については、事務局として統一的に設定している。「一つに○」は複数の○があると論理的におかしいもの。「3つまで○」は、「課題」や「期待」のように、施策への反映に向けてある程度絞った方がいいと思われる設問に設定している。「すべてに○」は、「取組」や「効果」など、できるだけ広く把握したい設問に設定している。</p> <p>問12-3の区分については、育児休業、介護休業ともに、給付金の給付</p>

D氏	<p>率が休業前の賃金の 67%になっていることによる。休業中の給与が 80%以上支払われている場合は、雇用保険に入っている場合でも給付金の給付を得られない。13%以下であれば、67%フルでもらえる。13%を超えて 80%未満の場合、一部減る。そういった区分になっている。</p> <p>他の設問では専門用語に説明がついているが、問 12-4 のフレックスタイムに説明がないのは何故か。</p>
政策推進係主事	<p>設問で育児・介護休業法に関連してと前置きをしているが、この設問の項目は、法律で事業所に導入が求められている内容を羅列したものであり、追加での説明は不要と考えている。</p>
D氏	<p>説明がなくても、日本語での言い換えを併記すると分かりやすいのかなと思う。もう 1 点は、来年 1 月 1 日に施行される時間単位の取得への認知度を聞いてもいいのではないかと思った。全ての労働者が対象のものでもあるので、問 13-2 の後に 1 問追加して、意識化を図ってみては。</p>
政策推進係主事	<p>検討する。</p>
G氏	<p>問 11-5 の①、③、④あたりは法定項目だと思われる。だとすると、○をつけないと、法律違反になるのではないか。</p>
政策推進係主事	<p>育児・介護休業法の規定では、3歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていない人に対して、まず所定労働時間の短縮措置をする必要があり、短縮措置ができない場合にフレックスタイム制の導入や始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる必要があるというふうに、段階的に義務が定められている。そのため、取組がないからといって、法律違反とはならない。</p>
G氏	<p>事業所はおそらく厚生労働省の規定をそのまま適用していると思われる。当然にやっていると回答するのではないか。</p>
政策推進係主事	<p>前回のアンケート結果をみると、同じような設問に対する回答はばらけた結果になっている。法定の項目であっても、実態に則した回答が戻ってくると想定している。</p>
C氏	<p>佐渡の事業所というと、10人未満の小さい事業所が中心になってくるため、意識が薄いところが多いのではないかと思う。また、人事労務担当か</p>

<p>政策推進係主事</p>	<p>事業経営者に回答を求めているが、回答者によって意識のばらつきがかなり出てくる気がする。実際に自分の事業所にあてはめて回答してみたとき、私がすべて当てはまるどころが、答える人によっては何の課題もないということになりそうだと感じた。それが前回の1割以上の無回答につながっているのかなと思う。加えて、前回からの課題として、このアンケート内容で佐渡の事業所の特徴が出るのかどうかというところもある。</p> <p>今回の調査は個人の意識調査ではなく、事業所としての実態をお答えいただくものである。個人と一体に近いような事業所と、組織化された事業所とで捉え方が違うところに、ご指摘の難しさがあると思う。アンケートの作成に当たっては、国や県のアンケート調査や助成制度を参照しながら、事業所の課題に対応できるように要素を散りばめて構成しているが、捉え方の部分についてはどうしても差が出てくるのかなとは思っている。</p>
<p>F氏</p>	<p>コロナ対策の雇用調整助成金や雇用保険の特例措置の申請状況をみると、非常に書類不備が目立つ。これは、いい加減な労務管理をしてきたことに原因がある。失礼に当たるかもしれないが、ワークルールを知っているか、法律を知っていますかという内容を入れるべき。また、事業所調査の概要について、事前配布された資料で事業所からの回答が法律違反にならないようにというような説明があったが、実態に沿った回答が得られるようにすべきである。</p>
<p>政策推進係主事</p>	<p>後段のご指摘は問11についてだが、これは県のアンケートでの設問に合わせて修正したもので、現行法の規定を反映している。質問項目の設定の仕方については、ご指摘を踏まえて実態に沿った回答が得られるよう修正したい。</p>
<p>B氏</p>	<p>問11に関連して、2歳に達するまでが法定どおりとなっているが、育児休業を取っている保育園の利用者は1歳から入園してきている。2歳に達するまでが法定なのか。</p>
<p>政策推進係主事</p>	<p>育児休業の期間は、原則として子が1歳に達するまでの連続した期間だが、配偶者が育児休業をしている等の場合は子が1歳2か月に達するまで出産日と産後休業の期間と育児休業の期間を合計して1年以内の取得が可能となっている。加えて延長の規定があり、保育所等への入所を希望しているが入所できない等の事情がある場合は1歳6か月まで延長可能であり、その条件がそのまま続いた場合、2歳まで延長ができることになっている。</p>

H氏	<p>校閲に関する部分で、問 8-4 のように選択肢が 2 段になるときの並べ方を統一した方がいいと思う。また、サンプル数について、前は 4 分の 1 の回答があったが、今回も数が少なくなってしまうことが危惧される。以前にも提案したことがあるが、メールやWEB 回答、ファクシミリを活用して返答してもらえないか。</p>
政策推進係主事	<p>選択肢については、そのように修正する。回答方法については、前回アンケートを実施した際にもこの場で同内容のご提案をいただいているが、匿名を前提として回答を依頼するものであるため、郵送での回答として統一させていただきたい。</p>
C氏	<p>問 10-4 について、他事業所との兼ね合いの項目を加えるとより良くなる。大工さんが来ているから設備屋さんも来なければというような状況が建設業ではよくあるし、きっと他の業種でもあることだと思う。</p>
政策推進係主事	<p>反映する。</p>
	<p style="text-align: center;">全体をとおしての質疑応答</p>
C氏	<p>コロナ関連で浮かび上がってきたものが沢山ある。DV は実際に起きている。もっと啓発できると思うし、ハラスメントについても、やらなければならないことは沢山ある。しかし、資料No.2-1 の関連項目をみると、ポスターの掲示やチラシ配布に止まってしまっている。せっかくここに皆さんで集まっているので、アンケートの協議だけで終わってしまうのはもったいない。</p>
政策推進係長	<p>他の課の取り組みについて、実際のところ温度差も少しあるが、庁内の意見交換の場で男女共同参画の意識づけを後押ししている。この後、中間で取り組み状況を把握するので、お知らせしながらご相談させていただきたい。課ごとの取り組みをコラボレーションして相乗効果を得られるように調整していきたいと考えている。</p>
政策推進係主事	<p>(5) その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府アドバイザー派遣事業の募集について説明 ・懇談会参加者の公募について説明
	<p style="text-align: center;">(5) についての質疑応答</p>
C氏	<p>懇談会参加者の応募に条件はあるか。作文はなくなったと記憶している。</p>
政策推進係主事	<p>作文はない。公募参加者の応募資格は、①市内に住所を有する者又は市</p>

	<p>内に存する事務所等に勤務する者、②年齢満 20 歳以上の者、③市の一般職の職員又は市議会議員でない者、この 3 つを満たすことが条件になっている。</p>
H 氏	<p>以前にも言ったことがあるが、選挙権も 18 歳からになっているので、引き下げを検討すべきだと思う。また、任期について、今年度の年度途中から採用するのか、令和 3 年 4 月 1 日から採用するのか。</p>
政策推進係主事	<p>任期については今のところ未定である。</p>
政策推進係長	<p>個人を募集するか、それとも事業所をお願いするのかという部分を検討したい。個人は令和 3 年度からということで公募することができるが、そもそも企業に声を掛けるかどうかが悩みどころである。男女共同参画や女性の働きやすい環境に特化した事業所もいいのだろうが、声を掛けるなら一社にするか二社にするのか。特定事業所のカラーを出すよりは、商工会や労働基準監督署のように現状と法の両方を知っている方に入ってもらうのもいいのかなとも思っている。ご意見を伺いたい。</p>
E 氏	<p>前々から、この 8 人だけで話し合っているものかと思っていた。意欲・関心のある方をもう少し増やした方がと思う。</p>
B 氏	<p>もっと男性が多いところで、男女共同参画の意義が伝わるようにお声掛けをお願いしたい。</p>
F 氏	<p>労基署もありだと思う。</p>
政策推進係長	<p>人数の部分については要綱改正により対応可能なので、ご意見を加味して検討していきたい。</p>
C 氏	<p>商工会はいいアイデアだと思う。事業所一つに決めてしまうと、場合によっては責められているように感じることもあるかもしれない。年度で入れ替えがあるとしても、団体の代表が望ましい。商工連合会も良いが、地区の商工会で頑張っているところというのも良いかもしれない。いろいろな意見がないと偏りが出る。現状、明らかに事業所の意見が足りていない。地域振興課から推薦してもらおうと前年度話をしていたと思うが。</p>
政策推進係長	<p>もう少し検討させてほしい。令和 3 年度からの再スタートに向けて調整させていただく。</p>